⑵　社会保険等未加入建設業者　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者）をいい、当該届出の義務がない方を除きます。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務
〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
上記⑴に該当する方

5　競争参加者の資格審査
〔建設工事の場合〕
４に該当しない方（経常建設共同企業体を含みます。）についての競争参加資格の審査は、下記の客観的事項について、次の順に従って行います。
①　客観的事項について施工能力点を付与します。
②　１に掲げる工種のうち、土木、舗装、電気、塗装、建築については各工種ごとに、施工能力点の高得点順に契約予定金額に対応する等級を設定します。
客観的事項
１）営業規模
・工事種別ごとの年間平均完成工事高
・自己資本の額（又は平均自己資本額）
・平均利益額
２）経営状況
３）技術力
４）社会性等
〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
４に該当しない方の競争参加資格の審査は、次の①～④の事項について行います。
①　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」といいます。）の直前２年の各事業（営業）年度の希望業種ごとの年間平均実績高
②　審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
③　審査基準日における業種ごとの有資格者数
④　審査基準日までの営業年数

6　資格審査結果の公表　一般競争（指名競争）参加資格があるものと認定された方については、令和３年４月１日以降、弊社ホームページ（https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/）において「有資格者名簿」への記載をもって通知に代えることとします。

7　一般競争（指名競争）参加資格の有効期間
〔建設工事の場合〕
資格認定の日～令和５年３月31日まで
〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
資格認定の日～令和７年３月31日まで

8　その他　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生の手続の開始の決定を受けた方の一般競争（指名競争）参加資格の取扱い
・再審査の申請を行うことができます。

9　新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加（指名競争）資格審査の特例
①　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和２年６月30日までの間に終了するものについての令和３年１月31日までの間における３⑷申請書の添付書類［建設工事（単体）の場合］①の規定の適用については、３⑷申請書の添付書類［建設工事（単体）の場合］①中「一般競争（指名競争）参加資格の申請にあっては、申請をする日の１年７か月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とします。
②　申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）に基づく特例猶予をいいます。以下同じ。）の適用を受けたため、３⑷申請書の添付書類［建設工事（単体）の場合］②又は３⑷申請書の添付書類［測量・建設コンサルタント等の場合］②に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを申請書に添付するものとします。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和２年10月９日
法務省大臣官房会計課長　北岡　克哉
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第278号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　購入等物品及び数量　モバイルパソコン等の供給　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和２年10月30日17時00分（郵送等の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房会計課調達係　加藤　英二　電話03―3580―4128（直通）
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　令和２年10月９日から同月29日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　仕様書案の説明会　実施しない。
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 14, 71, 27
⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Mobile personal computer, 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　30 October 2020
⑷　Contact point for the notice : KATO Eiji, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan TEL 03―3580―4128

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和２年10月９日
支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局
雇用保険課長　長良　健二
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　件名及び数量
技能士台帳データベースシステムに係る設計・開発・運用・ＡＰ保守業務一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和２年10月28日午後５時（郵送の場合は必着のこと）
⑵　提出先　〒100―8916 東京都千代田区霞ヶ関１－２－２　厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室　江原　悠生　電話03―5253―1111（内線5936）
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　令和２年10月９日から令和２年10月28日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ
4　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the products to be required : Design, development, operation, application maintenance regarding data base system of ledger of certificated skilled professional, 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　28 October 2020
⑷　Contact point for the notice : Yusei Ehara, Counsellor for Vocational Ability Evaluation, Director-General for Human Resources Development, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8916 Japan TEL 03―5253―1111 ex. 5936

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和２年10月９日
特許庁総務部会計課長　鈴木謙次郎
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　購入等特定役務及び数量
共通特実検索（検索部分）サーバ一式の更改に係るハードウェア等賃貸借及び保守等業務　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和２年10月30日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）